## 法改正に伴う政令業務の条番号・号番号の対比表

改正前

政令第4条			
1号	情報処理システム開発		
2号	機械設計		
3号	放送機器操作		
4号	放送番組等の制作		
5号	事務用機器操作		
6号	通訳、翻訳、速記		
7号	秘書		
8号	ファイリング		
9号	調査		
10号	財務		
11号	貿易		
12号	デモンストレーション		
13号	添乗		
14号	建築物清掃		
15号	建築設備運転等		
16号	受付•案内、駐車場管理		
17号	研究開発		
18号	事業の実施体制の企画、立案		
19号	書籍等の制作・編集		
20号	広告デザイン		
21号	インテリアコーディネータ		
22号	アナウンサー		
23号	OAインストラクション		
24号	テレマーケティングの営業		
25号	セールスエンジニアの営業、 金融商品の営業		
26号	放送番組等における大道具・小道具		

改	ī	E 後	
政令第4条第1項		政令第5条	
情報処理システム開発	4-1		
機械設計	4-2		
		放送機器操作	5-1
		放送番組等の制作	5-2
事務用機器操作	4-3		
通訳、翻訳、速記	4 - 4		
秘書	4 - 5		
ファイリング	4 - 6		
調査	4 - 7		
財務	4-8		
貿易	4 - 9		
デモンストレーション	4 - 10		
添乗	4 - 11		
		建築物清掃	5-3
		建築設備運転等	5 - 4
受付•案内	4 - 12	駐車場管理等	5-5
研究開発	4 - 13		
事業の実施体制の企画、立案	4 - 14		
書籍等の制作・編集	4 - 15		
広告デザイン	4 - 16		
		インテリアコーディネータ	5 - 6
		アナウンサー	5 - 7
OAインストラクション	4 - 17		
		テレマーケティングの営業	5-8
セールスエンジニアの営業、	4-18		
金融商品の営業	7 10		
		放送番組等における大道具・小道具	5-9
		水道施設等の設備運転等	5 - 10